

福岡県と共立女子大学との就職支援に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）と共立女子大学（以下「乙」という。）は、福岡県の次世代を担う人材の育成・確保を図るため、相互に連携・協力して取り組むことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携協力し、福岡県内の企業情報等を周知するなど、学生の就職活動を支援することにより、甲へのUIJターン就職の促進を図ることを目的とする。なお、共立女子短期大学も乙に含めるものとし、同じ取扱いとする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携・協力して実施する。

- (1) 学生に対する就職関連イベント、県内の企業情報等の周知に関すること
- (2) 大学が行う合同企業説明会、保護者向けの就職セミナー等の開催に関すること
- (3) 甲が行う学生向け就職支援サービス等への登録呼びかけに関すること
- (4) 学生の甲へのUIJターン就職に関する情報及び実績把握に係る調査等に関すること
- (5) その他、学生の甲へのUIJターン就職促進に関すること

（連絡調整）

第3条 甲と乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、甲乙それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知りえた情報について、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに甲又は乙から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は同一内容で1年更新され、その後も同様に扱う。

（疑義の協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が押印をして、各自その1通を所持する。

平成29年11月 | 日

甲 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県
代表者 福岡県知事 小川 洋



乙 東京都千代田区一ツ橋二丁目2番1号
共立女子大学
代表者 学 長 入江 和生

